

平成30年第6回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成30年8月8日（水）午後1時30分

場 所：湯沢市役所 3階 31・32会議室

1. 出席者

教育長	和	田	隆	彦
1 番	後	藤	美	喜子
2 番	芳	賀		誠
3 番	佐	藤	和	広
4 番	阿	部	和	榮

1. 会議を欠席した委員

なし

1. 会議に出席した事務局職員

教育部長	佐 藤 司
教育部教育総務課長	菅 野 恵美子
教育部学校教育課長	佐 藤 芳 一
教育部生涯学習課長	和 田 晋
教育部教育総務課総務班長	皆 川 典 子 （書記）

1. 会議に提出された議案

議案第6号 湯沢市指定文化財の指定について

【午後1時30分 開 会】

- 和田教育長 ただ今から平成30年第6回湯沢市教育委員会を開催します。
- お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。連日の猛暑で、熱中症等暑さ対策で大変な毎日が続いたところですが、先日のゲリラ的大雨によりまして、一部避難勧告が出されるようなことがありました。西日本で大変な打撃を受けたなかでの自然の猛威を再認識させられたところです。普段の対応等、きちんと準備しなければならないと感じさせられた豪雨でした。
- 8月5・6・7日の3日間、七夕まつりが開催され、教育委員会主管の事業も成功裏に終わることができました。昨日の七夕マラソンも事故なく、天候にも恵まれ、例年になくスムーズな運営が出来たということでした。県内外からたくさんの方が参加されましたけれども、36回目、成功裏に終わることができました。
- また児童・生徒につきましても、これまでのところ大きな事故・怪我等の報告は受けておりません。職員の方は、手術を受けるという報告が2～3件ありますが、きちんと対応をしておりますので、2学期の始業には影響ないと感じているところです。

前議事録の承認

- 和田教育長 委員の皆さま方に、事前に配付しております第5回の議事録で、訂正・追加等ございましたら、お願いします。いかがでしょうかよろしいですか。

— 〈はいの声〉 —

- 和田教育長 承認していただいたということでありありがとうございます。

議事録署名 委員の指名

- 和田教育長 続いて、議事録の署名委員についてですが、3番の佐藤和広委員、4番の阿部和榮委員をお願いします。よろしくをお願いします。

議 事

- 和田教育長 それでは早速3番の議事に入ります。
- 議案第6号、湯沢市指定文化財の指定について、生涯学習課長から願

いします。

和田
生涯学習課長

議案第6号湯沢市指定文化財の指定について、ご説明申し上げます。

指定物件が3件、提案理由は、平成30年7月19日に開催された湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日答申されたとおり指定したいためでございます。裏面4ページをご覧ください。指定する文化財がこちらに書いてある3件でございます。1つ目が有形文化財（建造物）白山神社社殿、数量1棟、所有者は坊中自治会会長・真光康雄氏、所在地は湯沢市松岡字聖ヶ沢地内でございます。

続いて有形文化財（彫刻）八幡大菩薩像御正躰、数量1棟となっておりますが、1面の間違いでございます。大変申し訳ありません。所有者は八幡神社氏子・上遠野秀夫氏です。所在地は湯沢市内館山16番地でございます。

続いて有形文化財（彫刻）石造仁王像、数量2軀、所有者は坊中自治会会長・真光康雄氏でございます。所在地は湯沢市松岡字聖ヶ沢地内でございます。それでは5ページ以降で細かく説明させていただきます。

指定する物件に関しましては、説明したとおりでございます。文化財保護審議会審議会における審議の概要をお伝え申し上げます。平成29年12月と平成30年3月、5月の3回にわたって開催した湯沢市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行ないました。その結果に基づき、文化財指定について、平成30年7月19日開催の審議会において諮問したところ、指定候補物件は、市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、湯沢市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものであります。3件の内容は、次の6ページから紹介しております。

6ページ、白山神社社殿でございます。員数、種別、所在地、所有者は申し上げたとおりです。年代は、延享二年・1745年でございます。形状は入母屋造平入、山田地区松岡の白山地区は古来より山岳信仰に由来する修験道が盛んで、この社殿を修験に関する社として祭られたことが、白山神社が所有する棟札から推測できます。江戸時代は白山権現堂と呼ばれ、神仏分離以降、菊理媛の神を祀っております。この神社には祭神として、秋田県指定有形文化財の女神像が祀られています。この像が鎌倉時代初期頃の作と推測され、元々の社殿もこの頃のあったと考えられていますが、現在の社殿の建築年代は、棟札を見れば、江戸時代・延享二年（1745年）となっております。建物の様式もその頃の特徴を示しております。なお、県内の同年代の建築物については、ほとんど県や市町村の文化財に指定されております。

続きまして7ページ、八幡大菩薩像御正躰でございます。員数、種別、所在地、所有者については、先ほどご説明したとおりでございます。年代は、寛永3年（1626年）、形状は直径37.2cmです。この御正体は、木胎に鍍金・メッキした薄い銅板を鋳留めして鏡面とし、描かれている仏像も同様に作られています。14世紀・南北朝時代以降に共通する御正躰の1つです。特に注目されるのは、奉納銘があること、これは当時の歴史文化を

知る上で貴重な情報として顕彰するものと認められます。また鏡面の薄銅板が、木胎の木口を覆っていないこと、そして青海波という波の模様が施されていること、これらは元和6年（1620年）と翌年に、山形県南陽市の宮内熊野大社に奉納されている御正躰と共通することから、年代も矛盾がありません。御正躰は、佐竹南家第4代佐竹義章の奉納品です。

一般的に八幡神社の本地仏は阿弥陀如来ですが、この御正躰は愛染明王にしていることが特筆されることです。これは源氏の守護神である鶴岡八幡宮の八幡神の本地を阿弥陀から調伏、つまり内には己の心身を制し修め、外からの敵や悪を教化して、成道に至る障害を取り除くことに絶大な効験を有する愛染に替えたものであり、本御正躰が愛染明王を本地仏としていることは、時代は近世に降りてきますが、源義光の家系である義章の正統性と誇りを窺わせるもので、本御正躰の制作及び奉納に対する彼の思いを読み取ることができます。

続きまして、8ページ石造仁王像でございます。この像は、最初に説明しました白山神社に向かう道中にあります。継ぎ目のない一材製で、用材は関口石と考えられます。像の幹部には量感が誇張されており、仁王の理想と力強さを表しています。一方、ややユーモラスな顔立ちは個性的であり、見所と言えます。像全体をとおして、制作者の技量の高さや個性を窺わせる優秀な仕上がりを示すものと評価され、また、奉納銘を有することは特に貴重であり、当代の当地周辺の他作例の編年及び評価を進める上で掛け替えのない基準作とともに、仕上がりの優秀さから当代の代表作の一例と評価すべきものと認められます。

説明は以上です。

和田教育長 指定する文化財3種類、建造物関係、彫刻関係がございました。そのことについて、和田課長から説明がありましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

芳賀委員 指定した場合、今後の保存がきちんとなされないということはないですよ。例えば、白山神社の社殿などは、今まで修復されてきているものでしょうか。

和田生涯学習課長 今まで修復はされてきておりますが、湯沢市の文化財に指定することによって、文化財の修復のための補助金が活用できるようになりますので、そのことが今後役立ってくると思います。

芳賀委員 2つ目の御正躰は、本殿の中に置かれているのですか。

和田生涯学習課長 元々は本殿の中に置かれていたものだと思いますが、今は上遠野秀夫さんが保管されています。

和田教育長 よろしいですか。他にございませんか。

それではこの文化財、建造物1件・彫刻2件について、市の文化財に指定するというところでよろしいですか。

－ 〈はいの声〉 －

和田 教育長

ありがとうございます。

では4番その他、報告に入ります。9ページ、生涯学習課から、資料1・資料2が挙げられていますので、生涯学習課長、お願いします。

和田
生涯学習課長

それでは資料1番、湯沢文化会館大ホール吊り天井改修工事経過報告について、ご説明します。工事の概要でございます。改正建築基準法施行令（平成26年4月1日施行）第39条第3項に対応し、大ホールの吊り天井の脱落防止対策をするものです。規模は、施行床面積は890㎡です。続いて施業者でございます。(1)建築工事、これは天井の貼り付け工事を行なう業者でございますけれども、仮契約が平成30年6月12日、契約日が平成30年6月20日、請負業者が株式会社丸臣高久建設、請負金額が2億1,556万8千円、工期は平成30年6月21日から平成31年3月12日まででございます。仮契約日と契約日が違っているのは、1億5千万円を超える工事の場合は、議会の承認、議決を経る必要がありますので、6月12日に仮契約を行い、議決を経たうえで、本契約ということで、平成30年6月20日に契約を締結したものです。

続きまして(2)電気設備工事でございます。これは、天井を付け替える際の電気工事を行います。全体の工事を、建築工事・電気設備工事・機械設備工事の3つに分けて発注しておりまして、そのうちの電気設備工事は、契約日が平成30年6月12日、請負業者は羽後電設工業株式会社、請負金額は6,534万円、工期は平成30年6月13日から平成31年3月12日まででございます。

続いて機械設備工事、こちらは天井を付け替える際のダクト空調などを工事する業者ですけれども、契約日が平成30年6月12日、請負業者が株式会社佐藤総合設備、請負金額が123,012千円、工期は平成30年6月13日から平成31年3月12日まででございます。

続きまして、こちらの工事を監理する(4)工事監理業務ですが、こちらは全体の工事を監理しながら、文化会館の音響効果を配慮しながら監理していく業務でございます。契約日は平成30年6月12日、請負業者は株式会社佐藤総合計画東北オフィス、請負金額は810万円、履行期間は平成30年6月13日から工事の目的物が検査完了後市に引き渡される日までとなっております。なお、それぞれ工期は既に6月から始まっておりますけれども、文化会館の現場で工事を開始するのは、8月21日を予定しております。これは、文化会館で行なわれるサマーミュージックフェスティバルや成人式といった大きな事業が終わってから工事に入っていただくということで、それまでの間は準備をしていただいて、8月21日から現場での工事を開始していただく予定になっております。

続きまして11ページ、資料2、地区センター及び公民館の地域づくり拠点施設化についての案でございます。こちらは、湯沢市の集中改革プラン・行財政改革実施計画のなかで、組織機構と定員管理の適正化という項目のなかで、地域づくりのための拠点整備ということで、11箇所の地区センターと6箇所のコミュニティセンター等を現在、教育部が所管しておりますけれども、自治振興体制を強化するため、自治組織の活動拠点として考えられる地区センター・コミュニティセンター・ふれあいセンターの所管をくらしの相談課と協働事業推進課に変更し、更に協働事業推進に向けた拠点作りを進めるということで、目標年度は平成29年度となっております。平成29年度から移管に向けて協議を進めていこうということでございましたが、公民館条例をどうするか、公民館の位置づけをどうするかということ等まだ、協議を残していた部分もございまして、現在、31年度4月からの移管に向けて協働事業推進課と協議を進めておりますので、その経過についてご報告させていただきます。

資料2の1番では、今、集中改革プランで説明したことでございます。

施設の名称は、これまで公民館・地区センターが混在しておりましたが、対象となる公民館部分を廃止しまして、施設名称そのものを地区センターとするものでございます。対象となる施設は表にあるとおりでございます。山田地区センター、三関地区センター、弁天地区センター、幡野地区センター、須川地区センター、高松地区センター、以上湯沢地域の教育施設はそれぞれ山田公民館、三関公民館、弁天公民館、幡野公民館、須川公民館、高松公民館と併設しておりましたが、これは全て地区センターに、稲川地域の稲庭地区センター、こちらも稲川公民館と併設しておりましたが、稲庭地区センターに移行します。雄勝地域の院内地区センター、秋ノ宮地区センター、小野地区センターについても同様に、地区センターとなります。

湯沢市立公民館条例では、それぞれ公民館という位置づけで、湯沢市生涯学習センター条例では、湯沢・稲川・雄勝の生涯学習センターの下に地区センターを位置づけておりますけれども、平成30年12月定例会で地区センター条例、これはまだ協議の段階で、案ですが、これを提案します。これは、公民館条例及び生涯学習センター条例は改正し、対象施設を削除する予定でございます。

次に、地区センター・公民館職員が管理してきた施設等の取扱いでございます。(1)二枚看板である施設の取扱いです。公民館と補助事業上の施設名称を併せて有している施設につきましては、公民館の名称を廃止し、地区センターの名称に変更しますが、二枚看板を継続します。この場合、施設の使用許可等につきましては従来どおり、補助事業の施設名称により行ないます。対象となる施設は3施設で、弁天公民館・幡野公民館・稲庭公民館です。弁天公民館については農村交流センター、幡野公民館については湯沢農村環境改善センター、稲庭公民館については稲川勤労青少年ホームを二枚看板として継続します。

(2)児童館との併設施設の取扱いでございます。公民館と児童館施設が併

設されている次の3施設は、職員を配置し、一部兼務を行いながら業務を行っていることから、公民館の地区センター化後においても、現行体制のまま業務を継続するというごさいます。対象となる施設は、院内公民館が院内児童館、秋ノ宮公民館が秋ノ宮児童館、小野公民館が小野児童館を継続します。

(3)併設する施設の取扱いということで、須川コミュニティセンターでございます。須川公民館に併設している須川コミュニティセンターにつきましては、地区センターを地域づくりの拠点施設と位置づけることに伴い、須川コミュニティセンターを廃止しまして、須川地区センターの一部として一体的に管理・運営を行っていくというものですが、現状として須川コミュニティセンターは須川地区センターの一部使用されておりますので、スムーズに移行できると思ひます。

6 地区センターの職員配置及び所掌事務でございすけれども、平成31年4月の地区センターの職員体制は、現行の地区センターの職員体制（非常勤職員数名）のとおりで予定してございます。続きまして、(2)地区センターの所掌事務でございす。これは地域づくりに関すること、地区センターの管理・運営に関すること、そして現在、地区センター及び公民館が所掌する事務、こちらは次の7番で詳しく説明させていただきます。なお、地区センターは市長部局の組織としまして、地区センター及び公民館の所掌事務は、教育委員会部局から市長部局への補助執行または事務委任したいと考えてございます。

続きまして、13ページ・7番補助執行の見直しでございす。地区センターに関する事務で、(1)教育委員会事務局から市長部局への補助執行の見直しでございす。地区センターの所管替えにより、市長と教育委員会のそれぞれの権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は市長部局に補助執行するものとするとしてございます。①生涯学習の推進に関すること、②社会教育活動の実施に関すること、③各種定期講座の開設、講演、講習会、展示会等の実施に関すること、④社会教育団体の育成、強化及び連絡連携に関すること、⑤社会体育に関することということですが、この部分が非常に重要になってくると思ひます。公民館を廃止したことにより、社会教育・生涯学習の拠点としての機能が失われてしまつては、地域の理解は得られないと思ひます。また教育委員会としても、そういった拠点施設を失うことは出来ないと考えますので、この部分については、しっかり引き継いでいかなければならないと考えてございます。こちらについては、協働事業推進課と協議を進めているところですが、

(2)市長部局から教育委員会への補助執行の見直しでございす。教育委員会が市長部局から補助執行を受けている事務のうち、今回の所管替えに伴い、補助執行の必要のない事務については補助執行を廃止し、市長部局に戻すものとするかとありすけれども、現在、具体的な例はないと考えてございます。こちらについても協働事業推進課と協議を進めているところですが、

つづいて8 歳出予算の科目の見直しですが、地区センターの所管換え

に伴い、関係する歳出予算科目を市長部局に移すように見直すものですが、平成31年度の当初予算につきましては、平成30年度中にそれぞれの生涯学習センターで見積もって計上するというにさせていただきます。

9 使用料についてでございますけれども、地区センターの所管替えに伴う地区センターの使用料は、現行のとおりとします。以上です。

和田教育長 それでは、まず10ページの資料1 湯沢文化会館大ホール吊り天井改修工事経過報告について、お聞きしたいことございましたらお願いします。

和田教育長 8月11日がサマーミュージックフェスティバル、15日が成人式、これらの事業が終わった21日から工事に着手するということです。
資料1は、よろしいですか。

〈はいの声〉

和田教育長 それでは11ページの資料2、いろんな情報が入っていますが、お聞きしたいこと、確認したいことがあれば、お願いします。

阿部委員 市が合併したころからこういった形で地区センターとか公民館が残ってきたわけですが、こういった機会を利用して、廃止という言葉が適当なのかわかりませんが、そういった見直しをしていくいい機会なのではないかとは思いますが、その辺をどのように考えているのかお知らせ願えればと思います。

和田教育長 今、阿部委員から見直しを含めて検討をするというのはいかがでしょうかということですが、どうですか。

和田生涯学習課長 現在のところ、地区センターについては継続することになっております。将来的には、地域の自治組織で指定管理をしてもらうという方法もあるのかということも検討しております。

なお、ふるさとふれあいセンターは既に協働事業推進課に移管しております。三関コミュニティセンターについては、今の計画では、来年度の指定管理の期間が終了し次第、廃止を予定しております。岩崎コミュニティセンターにおいては、指定管理の期間が33年3月31日まで残っておりますので、ふるさとふれあいセンターの道向こうの向かいの施設ですが、こちらについては期間が終了し次第、ふるさとふれあいセンターの管理する施設として合わせて指定管理していただく予定です。湯沢コミュニティセンターですが、隣に湯沢南児童館を併設しており、児童館の人数が非常に増えてまして、今後検討していかねばならないのですが、児童館や放課後児童クラブについて、例えば児童クラブの施設にすとか、福祉の方と検討していきます。コミュニティセンターという名称そのものも、教育委員会として継続していくということであれば名称・機能についても考えて

いかなければならないと思っております。

阿部委員 存在するものを廃止するというのは、すごくエネルギーの必要なことだと思いますが、ある一定の機会を捉えて、スリム化・見直しをしていかないと、いつまでも背負っていくということになり、行政が窮屈になっていくということになると思うので、どこかの時点で誰かが、苦勞するとは思いますが、行って欲しいと思います。

佐藤部長 地区センターや公民館の施設につきましては、市の公共施設等総合管理計画というのが今、出されておりますが、地区センターというのは、地域の方がそれぞれ地域を作っていく拠点となる施設であるということで、現在の方針では存続の方針です。しかしながら、阿部委員がおっしゃるとおり、見直しの必要な箇所もあるかもしれませんので、この後さらに、再編計画というものを32年度に定めることになっておりますので、協議のなかでは、そういうことも含めて検討してまいりたいと思います。

和田教育長 他にございませんか。

それで次に資料3 湯沢市学校教育環境適正検討委員会について、それから資料はありませんが、学校給食での漆器食器の利用について、菅野教育総務課長から報告します。

菅野教育総務課長 資料3の湯沢市学校教育環境適性化検討委員会の開催について、でございます。6月定例議会で、学校教育環境適性化検討委員会の条例を可決していただきました。この後第1回の会議を7月17日に開催したところでございます。委員は20名、委員名簿を裏面に付けておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、委員長に秋田大学の原義彦教授にお願いしております。副委員長には6番の稲川地域小中保護者の沓澤香代子さんをお願いしたところでございます。第1回会議では、教育委員会から検討委員会へ諮問させていただきました。検討委員会設置の趣旨、それから現状等の説明を行いまして、検討していただくことを説明しております。

第2回の会議を、8月1日に行っております。この会議では、検討事項についての委員の意見交換ということで、グループ討議を行わせていただきました。グループは、小中の保護者、幼保の保護者、それから自治組織の方々の3つのグループに分けて委員の意見を出していただいたところでございます。それぞれのグループから意見をいただいたところですが、まとめますとこの表に書いてあるとおりでした。

湯沢地域につきましては、三関小・須川小は統合の検討があるだろうと、山田地区については、今のところは現状のままでよいのではないかという意見でございます。稲川地域に関しては、4小学校について統合の検討が必要であろうということでした。統合する際の校舎は川連小という意見もありましたが、まずは未定であるということでした。雄勝地域に関しましては、すでに統合が終わっているの、小中学校のあり方は現状

のままでよいということでした。皆瀬地域に関しましても、小中のあり方は、しばらくは現状のままでよいと思うというところでしたが、将来的には稲川中と皆瀬中の統合もあるのではないかと、そういった点も今後検討していかなければならないという意見がございました。その他ですが、仮に統合して使わなくなる校舎の利活用について検討していかななくてはならないことと、地域の方々の「学校が無くなる」という不安を取り除いていかななくてはならないということとございました。それから、地域住民の意見を聞くことは必要であるということとございました。こういった委員の意見を受けまして、今後住民の意見を聞く会を設けようとしているところでございます。答申するにあたっての、検討委員会の委員の参考になるような会を、ということで、主催は学校教育環境適正化検討委員会で行います。開催につきましては、9月から10月中に行いたいと考えております。対象となる地区につきましては、稲庭小学校、川連小学校、三梨小学校、駒形小学校それから三関小、須川小の各小学校区の地区を対象に、今後意見を聴く会を開催していきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料はありませんが、学校給食での漆器食器の使用について報告させていただきます。このたび、給食での漆器の利用につきまして、今後の方向性がまとまりましたので、ご報告させていただきます。まず食育、あるいは地元の産業に触れる・知るといった機会を与える、また地場産業の振興など、漆器食器を使うことの意義を考えた時に、給食の食器に漆器を使用して給食を提供することが市としての基本スタンスであることを確認しました。その上で漆器を使用できない課題を整理しまして、どうしたら使用できるのかを検討してまいりました。1番ネックとされていたのが、食器の洗浄・消毒・保管について、統合給食センターの設備が対応していないということでした。そのことについて、給食センターの設備業者を交えて検討したところ、器のサイズ、乾燥の温度や時間などを調節することで対応できないわけではないということがわかりました。ただ漆器は、現在使われている食器と比べますと、どうしてもキズが付きやすいですとか、破損しやすいということは否めませんので、現システムで洗浄・消毒・保管した場合、どの程度で劣化するか、あるいは破損するのか、そういったことが全くわからない状態であることが正直なところです。漆器は高価ですので、今後の財政負担も考えますと、本格導入に向けては、慎重に進めたいと考えているところです。今年度の当初予算で、教育振興費として70万2千円、漆器の購入費ということで予算措置されておりますが、この予算の使い方について、副市長とも協議をさせていただきました。その結果、導入に向けての検証を行っていくことにさせていただきました。漆器工業協同組合、また給食の設備業者の協力を得ながら、実証試験を行っていきます。今年度の実証試験につきましては、長期休業期間を考えております。冬休みに行うということになります。検証は今年度だけで終わるものではなく、来年度以降、長期に及ぶことも考えられます。その中では、漆器工業協同組合にご協力いただいて、強い食器の開発ですとか、そういった面もいろいろ考えていかなければいけなくなる

と考えております。今後、この先何年間で本格導入しますとはっきり申し上げることはできませんが、いろいろな協力を得ながら導入に向けて進めていきたいと考えております。なお、食器の種類につきましては、今後の財政負担も考慮して、うどん椀としたいと考えております。今年度は50個発注して、実証試験を行っていきたいと思っております、漆器の導入につきましては以上です。

和田教育長 はじめに資料3 湯沢市学校教育環境適性化検討委員会中間報告について、ご質問ございましたらお願いします。

佐藤委員 湯沢地域では山田地区についてはしばらく現状のままでいいと考える、皆瀬地域も小中ともしばらく現状のままでいいという文章になっていますが、しばらくというのはどれくらいを目処に考えていますか。5年くらいなのか、10年くらいなのか。

菅野教育総務課長 何年とははっきり言えませんが、10年くらいと考えています。

佐藤委員 出生数を見ながら現状のままでという判断なのかと思いますが、だいたい10年くらいと考えているということですね。

菅野教育総務課長 今回の検討委員会で検討を始めるときに、最初に申し上げたのが「中長期的な計画」ということでした。それは何年くらいですかという質問をいただきました。5年というよりは短いですし、20年という出生数が推計できないということで、10年くらいが今の検討委員会に委ねられたところかと思えます。ただ、山田地区に関しましては、委員の意見としては、現状でいけばこのままでいいところですが、今後、私たちが計画を策定する段階では、果たしてそのままでいいのかというところを、地域の皆さんにもお聞きしていかなければならないかと考えています。

和田教育長 資料としては、児童生徒数の推移というものは平成36年度まではまともなままです。その後、どの程度まで減少するかというところは、資料として提示しております。それを参考に今後、どのような方向が望ましいかということを考えてもらっています。この後、実際に地域に出ますので、地域の考え方がいろいろ出てくると思えます。今課長からお話した山田地区については、委員の皆さんもご存知のとおり、山田中学校については山田小学校の児童が他の中学校に行く子もいるということがありますので、教育委員会としても懸念しているところではあります。

資料3については、よろしいですか。

－ 〈はいの声〉 －

和田教育長 それから、漆器食器の利用についてですが、漆器工業協同組合と教育委員会事務局、それから給食センター所長、給食センターの設備業者の方と何度か会を持ちまして、ここまできたというところです。

芳賀委員 70万2千円の予算は確保してあって、これから購入するということですね。

菅野教育総務課長 50個購入して、実証試験します。

芳賀委員 その実証試験というのは、給食センター内で、実際に洗ってみるということですね。

菅野教育総務課長 実際のラインに流して、熱乾燥消毒器に入れてみて、どうなるかということを検証していきたいと思っています。1回で駄目になるのか、何ヶ月かもつのか、1年2年もつのか、全くわからないので、そんなにすぐ検証結果も出ないと思いますが、導入したいという気持ちはありますので、そのプロセスを確認したいと思います。

芳賀委員 実際使用するようになるまで、大変だと思いますが、頑張ってください。

和田教育長 他にございませんか。

佐藤委員 漆器を使って食べることは大変良いことだと思いますが、今言ったとおりどれくらいもつのかというのは、未知数だと思います。漆器業者の方も、洗浄機や乾燥機に入れたことはないと思います。普段使っているものだと、だいたいこれくらいというのがわかると思いますが、漆器業者さんもどれくらいもつかわからないということなんですよ。

菅野教育総務課長 それで、検証しないと分からないということになりました。

後藤委員 うどん椀ですが、剥がれても補修してくださる業者さんがいますよね。そうすればまた使えますね。そういうことを考えると、何年か使えるという思いがあります。

菅野教育総務課長 補修に関しては、予算も取っていかないといけませんし、一定の Spann だとすれば、しなくちゃいけないこともわかりますが、今のところ、全くの未知数ですので。

後藤委員 今の食器でうどんを食べると、お椀で食べるのでは全然雰囲気も違いますし、子どもたちも川連漆器が自分たちの地域のものだと誇りをもつこともできます。洗浄とか、保管とかクリアできたらいいなと、話を聞いて思いました。

阿部委員 反対するわけではありませんが、協議をして予算を取って、実証試験をしていくというのはすごく良いことだとは思いますが、これまでもいろいろあったと思いますけれども、今の課長の説明をきくと、これまでのことが何もなく、今ここからスタートするんだというふうに聞こえますので、これから外に説明していく時に、違う角度で説明しないと、今まで何していたんだという捉えられ方をしますので、ちょっと工夫して欲しいと思いました。

和田教育長 この取り組みについて、もう少し他に何か情報があればお願いします。

佐藤部長 先ほど説明したとおりですが、統合給食センターを建築する際に、その協議は無かったのかということだと思いますが、それがなされていたのに、今の説明では外への説明としてはどうかということですね。

その時も十分協議をしたうえで、その当時は、使用をしないという方向で結論を出したということなんです。現在、漆器業界の方ですとか、食育、子どもたちの郷土愛の醸成という観点からすると、やはり地元の伝統的工芸品である漆器を活用して、子どもたちの郷土愛ですとか養っていききたいということで、方針転換とまではいきませんが、若干方針を変えていきたいということで、現状の施設の中で漆器を使えるようにしていきたいということです。説明にあたっては十分留意して説明していきますので、よろしくをお願いします。

和田教育長 実際給食センターで取り扱わないで、個人の食器として、ひとつの学習活動のなかで、子どもたちが1から関わって、体験して手作りし、持ち帰って、うどんの日にはうどん椀を持って来るとか、いろいろ考えました。統合給食センターを建築した当初は、使用するという考えがなかったのですが、最終的に、何とか給食センターで一括して子どもたちに使用できないかということで、こうなってきたということです。

阿部委員 子どもたちには、教育だとか、ふるさと学習だとか、そういった方向で説明していった方が、いいと思います。

和田教育長 確かに、漆器とうどんですから、これを地元の産業ということで話していったらいいですね。

漆器食器に関して、他にありませんか。

ないようですので、学校教育課から、スクールバス降車後の事故につい

て、口頭で報告をお願いします。

佐藤
学校教育課長

児童の交通事故について、ご報告します。

7月30日午後4時ころ、皆瀬小学校の5年生の女子児童です。スクールバスを降りた直後、道路を横断しようとして、左側から走行してきた軽乗用車と衝突するという事故が起きました。児童は雄勝中央病院に救急搬送されましたが、幸い左肘と臀部の打撲という軽傷で済んでおります。様子を見るために、2日間入院しましたが、現在は元気に家庭で過ごしているということでございます。この日、全国の造形研究大会が秋田大学附属小学校で行われまして、皆瀬小学校5年生担任の佐藤靖子教諭が、授業者として子どもたち18人を連れて大会に参加しておりました。授業後、子どもたちは市のスクールバスで秋田市から皆瀬小学校に向かっていました。バスには、教頭と養護教諭が同乗しておりました。事故に遭った児童は、皆瀬小に向かう途中で自宅があるということで、自宅付近でバスを降り、道路反対側にある自宅を目指して、安全確認をしないまま横断しようとしたとのことです。衝突した軽乗用車には、川連在住の男性が乗っておりましたが、時速20～30kmという比較的低速で走行していたことで、大事故に至らずに済みました。警察の現場検証により、事故原因は、本児童の飛び出しと、ドライバーの前方不注視と判断されております。児童がバスを降りる際、引率者である教頭・養護教諭は、バスが発車してから、安全確認をして、道路を横断するように注意をしたとのことですが、残念なことに、児童がとどまることはありませんでした。普段スクールバスを利用していない児童とのことでしたので、それを考えますと、引率者がバスを降りて、安全指導を行う必要があったと学校では申しております。学校教育課では、事故を重く受け止めまして、夏季休業中の児童の事故防止について、緊急にメールで指示を行い、各学区内の日中の巡視をお願いしました。スクールバスでプール利用の児童の送迎を行っている学校には、乗降時の安全確認の徹底を呼びかけました。一步誤れば重大事故につながりかねない今回の交通事故を機に、小中学校の交通安全指導に力を入れるものでございます。ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。以上です。

和田教育長

7月30日です。全国造形研究大会で、授業が終わって帰宅、スクールバスから降りて、バスの後方からとびだしてしまった、一番危ないパターンでした。幸い軽症で済みまして、「大きな事故無く」と先ほど言ってしまいましたが、命に別状はありませんでしたが、事故はありました。

ただいまの報告について、何か皆様方からお話がありましたらお願いします。

－〈意見なし〉－

和田教育長

先日の豪雨について、菅野教育総務課長から報告がございました。

菅 野
教育総務課長

8月の大雨による教育委員会所管施設の被害状況につきまして、ご報告させていただきます。教育総務課と生涯学習課からそれぞれの報告になります。

まず教育総務課です。雄勝中学校のグラウンドですが、広範囲に浸水し泥が堆積するという被害を受けました。被害状況を確認したところ、トラックはすべて泥で5cmくらい堆積してまして、それを除かなければ使えない状況になっております。早急に対応を考えているところですが、見積もりを取りまして、できれば2学期が始まる前に緊急に工事したいところですが、来週から業者も休みに入るという時期ですので、工期を今月いっぱいくらいで終えてもらうという方向で検討を進めているところです。教育総務課は以上です。では生涯学習課お願いします。

和 田
生涯学習課長

それでは8月5日の大雨による湯沢市総合体育館の雨漏り・漏電による一時閉館について報告します。

8月5日（日）午前10時40分ころ、休日の施設管理員、シルバー人材センターにお願いしているのですけれども、そちらから担当職員に、体育館2階西側通路のジョギングコースに雨漏りを確認したと連絡がありました。職員が駆け付けたところ、体育館2階通路全体で雨水が観客席からあふれて、アリーナに流れ込んでいたほか、器具室、トレーニング室、3階エリアにも雨漏りが見られました。なお、人身に対する被害、隣接建物に被害は認められませんでした。原因は、従前から雨漏りしていた箇所から流れ込んだほか、今回、屋根及び外壁工事で体育館の外壁と屋根の間を塞いでいるパラペットという部分の解体撤去を行った結果、豪雨により、そこから雨水が流れ込んできたもので、パラペットを外したことによる対策が不十分だったと思われます。浸水による漏電の通報が東北電気保安協会から届いたのは、当日12時50分、同協会が到着し、電気を切る調査を行ったところ、漏電していることが判明し、絶縁不良に至ったことが漏電の原因と考えられます。

緊急的な対応としましては、当日体育館で練習中だった秋田県ハンドボールチームに事情を説明し、練習中止ということにさせていただきました。また、8月5日から10日までに体育館利用の予約をしていた団体の代表にも事情を説明してキャンセルをお願いしました。

6日朝、工事監理者である都市計画課と協議しまして、監督職員を通じて工事施工業者である株式会社和賀組に対し、8月11日から体育館の利用ができるような対応をお願いしたところです。その後、6日（月）から和賀組による入り込んだ水の除水作業が行われまして、現在アリーナをはじめ、建物内部を現在乾燥させている状態でございます。この後電気業者による点検調査が行われまして、東北電気協会の検査で漏電がないことが確認できれば、利用が可能になると考えております。以上です。

和 田 教 育 長

先日の雄勝中学校のグラウンドへの泥の流れ込み、それから総合体育館の

屋根外壁工事中での大雨による浸水ということです。何か聞きたいことございますか。

佐藤委員 グランドは、全く使えない状態ですか。

菅野教育総務課長 使えない状態です。入ることは出来ると思いますが、ぬかるんで、足跡がつくような状態です。

和田教育長 ちょうどグランド内にある、雄勝の調理場の排水処理施設を解体する工事にも着手するところでした。

菅野教育総務課長 夏休み中ですし、陸上部も今、使わない時期だということで、子どもたちに対しては支障がない時期のようです。

和田教育長 役内川に排水されている水路が、役内川の水位が上がると逆流するようになって、それでグランドに流れ込んでしまうようです。

総合体育館は、屋根の工事中という中での大雨で、電気系統が、保安協会から許可が出なければ使えないということで、なんとか11日からは使えるようにしてもらおうようお願いしているところです。

佐藤委員 改修工事をしていたところで、部品を外すとすればある程度は予想はしていたことと思いますが、予想以上の雨ということだったのですね。

和田生涯学習課長 短時間での大雨ということで、予想以上のことだったようです。

阿部委員 今後はどうしていくのですか。

和田生涯学習課長 今、乾かしているところです。

佐藤教育部長 床はコーティングしているので、すぐ染みてふやけるということはないかと思いますが、この後の状況を見て、業者にも施工監理規則というものがあるので、工事監督者の都市計画課を通じて指導はしておりますし、まだ工事の途中でもありますので、今後このようなことが起こり得る可能性がありますので、より一層、施工監理に注意するよう指導はしております。

和田教育長 台風も近づいてきておりますので、心配しているところですが、この後も気をつけるよう、業者にはお願いしているところです。

以上で報告事項はすべて終わりました。これをもちまして、第6回湯沢市教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

【午後2時35分 閉会】